

ページ	質問	回答
全般	平面混構造は、この本の対象外となっているが、法的にダメということなのか、確認申請的にどのように扱われるのか。	平面混構造は、法的にダメということではなく、確認申請でも設計が適正であれば認められます。ただ、高度な構造設計の技術が要求されるため、本書の適用範囲には含めていません。平面混構造の考え方については、(参考2)として本書4～5ページに記述しているので、参考にしていただきたい。
全般	実例があった方がわかりやすいと思うが、実例を掲載する予定はないのか。	今後の検討に当たってのご意見として参考にさせていただきます。
17	17ページ(2-3)、修正Ai分布の考え方について、JSCAのホームページの計算例と算定の仕方が違っているが、JSCAのような算定方法もあり得るのか。	JSCAの方法も可能と考えられますが、本手引きにおいては、「2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書」に準拠しています。
17	17ページ、修正Ai分布について、2、3階が木造のラーメンのような、剛性の低い場合も、同様の考え方で良いか。	貴見のとおり。
24、 34	24ページ、34ページのフローで、ルート1の場合、木造部分の計算はすべて許容応力度計算となっているが、500㎡以下で1階がRC造、2階が木造の場合も、すべて許容応力度計算になるのか。	混構造で2以上の階数を有するものは、4号建築物とならないので、許容応力度計算が求められます。
34	34ページのフローで、ルート3は木造で適用することは難しいという話があったが、その理由は。	22ページ下から4行目の記述にもあるとおり、木造部分の保有水平耐力計算は、部材や接合部の終局耐力を知る必要があり、困難な計算ルートであることが多いと考えられます。
34	34ページ、1階RC、2階木造で令第46条の耐力壁でない場合、β割増となっています。C0=0.3の場合もβ割増は必要なのでしょうか。	β割増については、当センター発行の「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(グレー本)」421ページに、「ただし、筋交いを有する耐力壁について、許容せん断耐力を壁倍率から算出した場合や、試験結果又は計算結果に基づいて壁倍率の算出と同様に終局耐力と靱性を考慮して許容せん断耐力を算出した場合には、許容せん断耐力の算出において靱性を考慮した低減がなされており、応力割増と同等の検討を行うことになるので、改めて応力割増を行う必要はない。」という記述があるので、参考にしていただきたい。

ページ	質 問	回 答
120	<p>120ページに関して、前回のQ&amp;Aで、ホールダウンアンカーは、アンカーボルトと兼用できないとのご回答ですが、以下の2点について質問します。</p> <p>1. 引張力とせん断力を同時に受けた場合の複合応力に対して、鉄骨造の柱脚アンカーボルトの検証と同様の方法で許容応力度以下となる検証が行われた場合においても、兼用はできないのでしょうか。</p> <p>2. ホールダウンアンカーを設ける場合、せん断力を受けない措置（アンカーボルトの径に対する土台貫通孔の径より、ホールダウンアンカーの径に対して十分に大きな径で貫通孔を施工する等）を講じる必要があると思われませんが、どのような措置が講じられているのでしょうか。</p>	<p>1. 適切な検証が行われた場合は、兼用することも可能と考えられます。</p> <p>2. 通常の施工の場合、せん断力に対しアンカーボルトが抵抗することから、ホールダウンアンカーにはせん断力の作用がほとんどないと考えられます。このため、当センター発行の「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(グレー本)」においても、特段の措置が必要というような言及はしておりません。</p>
121	<p>あと施工アンカーは使えるのかどうか。</p>	<p>新築の場合、最初からあと施工アンカーを使うような設計は、本手引きでは想定していません。新築でも、状況によりあと施工アンカーを使わざるを得ないような場合は、適切に耐力の確認をして下さい。</p>
129	<p>129ページの③右の図で、パンチングの有効幅が土台から45度に有効幅をとられているが、これと直交方向についてはどのように捉えたらよいか。</p>	<p>直交方向についても、同様に、<math>a+2t</math> でとらえていただいて良い。</p>